

まもなく始まる！

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

問 市役所総務課 ☎ 055-948-1411

平成 25 年 5 月に「番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）」が公布され、これに基づき、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）がスタートします。

マイナンバー制度の導入により、各種申請時に必要な所得証明書への添付書類が不要になるなど、行政手続きが簡素化され、住民の負担が軽減されます。



マイナちゃん

【今後のスケジュール】

▶ 10 月

個人・法人番号の通知

- ・郵便で住民票記載の住所に個人番号が記載された通知カードと交付申請書を送付します。
- ・法人番号は、国税庁が準備を進めています。

▶ 平成 28 年 1 月～

- 社会保障・税・災害対策の行政手続で社会保障・税番号（マイナンバー）の利用開始
- ・申請書を返送すると個人番号カードの交付を受けることができます。

コールセンターのご案内

内閣府では、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に関する問い合わせに対応するため、マイナンバーコールセンターを開設しています。

☎ 0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

【受付時間】 9：30～17：30

（土日、祝日・年末年始を除く）

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※英語は☎ 0570-20-0291 におかけください。



市内店舗利用で **20% もお得！**

平成 27 年度 伊豆の国市プレミアム付商品券

7 月 1 日（水）から伊豆の国市プレミアム付商品券を販売します。
市内のお店などで使えるお得な商品券です。

プレミアム率 20% 12,000 円分を 10,000 円で販売

■ 1 冊は、専用券 7 枚と共通券 5 枚の 12 枚つづりです。

○専用券＝大型店では利用不可 ○共通券＝取扱店全店で利用可能

○ 1 枚は 1,000 円

■ 1 人 1 回 5 冊まで購入可能

■販売開始 7 月 1 日（水）～売切れ次第終了（販売総数 20,000 冊）

■有効期間 7 月 1 日（水）～12 月 31 日（木）

■販売場所 伊豆の国市商工会（本所・各支所）・金融機関市内各支店（静岡銀行・スルガ銀行・三島信用金庫）（土日・祝日を除く）

利用できるお店などは、チラシや伊豆の国市商工会ホームページでご確認ください。

■臨時販売 7 月 4 日（土）、5 日（日）、11 日（土）、12 日（日）に市商工会本所（四日町）で、9：00～12：00 まで臨時販売。

問 伊豆の国市商工会 ☎ 055-949-3090
URL <http://www.izunokuni.org/>



8 月から 介護保険制度 が改正されます

一定以上所得のある人は、介護サービスを利用した時の負担割合が 2 割になります。
（8 月 1 日（土）以降のサービス利用分から）

一定以上所得者（本人の合計所得金額が 160 万円以上で、同一世帯の第 1 号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で 280 万円以上、2 人以上世帯 346 万円以上）がサービスを利用した時の利用者負担は、1 割から 2 割になります。
※この改正により、介護認定を受けている人には利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。（7 月中旬に発送予定）

65 歳以上の 介護保険料が かわります

3 年に一度介護保険事業計画の見直しを行い、平成 27 年度～29 年度までの介護保険料が変わります。保険料の基となる基準月額、事業計画で 3 年間の介護サービス給付費の必

熱中症に注意!

～急に暑くなった日は特に注意です～

熱中症が起こるのは、野外ばかりとは限りません。特に、温度を感じる能力や汗をかく能力が低下している高齢者や、汗をかきやすく水分摂取がうまくできない乳幼児は注意が必要です。



◆熱中症予防 5 つのポイント◆

- 1 日傘・帽子を使用する
- 2 日陰を利用する
- 3 涼しい服装をする
- 4 のどが渇いてなくても水分をこまめにとる
- 5 こまめに休憩をとる

問 市役所健康づくり課 ☎ 055-949-6820

特定入所者介護サービス費（食費・部屋代の負担軽減）の給付要件が変わります。

高額介護サービス費（月々の負担の上限）の一部が新しくなります。

利用者負担段階区分に「現役並み所得者」を新設し、上限額を設定します。

①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合は、負担軽減の対象外とします。

②住民税非課税世帯（世帯分離をしている配偶者も住民税非課税）でも、預貯金などが次の基準額を超える場合には、負担軽減の対象外とします。

▽配偶者がいる人…合計 2 千万円
▽配偶者がいない人…1 千万円

問 市役所長寿福祉課
☎ 0558（76）8009

